

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月20日農林水産省告示第283号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
村松壽子	浜松市天竜区春野町大時字瀧之奥301の1、字川奥330の1	浜松市役所
村松榮嗣	浜松市天竜区春野町大時字瀧之奥301の1、字川奥330の1	浜松市役所
島田忠俊	浜松市天竜区春野町川上字日向370	浜松市役所
山下義男	浜松市天竜区春野町胡桃平字坊山404の1	浜松市役所